

相生市立那波中学校「いじめ防止基本方針」

令和元年 4月 1日策定

1 いじめについての基本的な認識

《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省調査における定義による)

《定義の解釈》

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないことである。

○「いじめられた生徒の立場に立って」とは、「いじめられた」とする生徒の気持ちを重視し、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた生徒を全面的に支援することである。

○「心理的、物理的な影響を与える攻撃」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のようないくつかの状況を指す。

心理的な影響を与える攻撃：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。いやがらせやいじわる等をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な影響を与える攻撃：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

(1) 学校として、なすべきこと

- ① 「いじめは、いじめる側に問題がある」という共通理解を図る
- ② 教育相談活動の充実と全教育活動を通した積極的生徒指導の展開を図る
- ③ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深める

(2) 教師として、なすべきこと

- ① いじめを見抜く感性を磨く
- ② 不安や悩みを受容する姿勢を持つ
- ③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める
- ④ 心の居場所づくりに努める
- ⑤ 一人一人の心の理解に努める
- ⑥ いじめは許さないという学校風土をつくる
- ⑦ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たる
- ⑧ いじめを受けた児童生徒を最後まで守る
- ⑨ 互いに個性を認め合う学級経営に努める
- ⑩ 生徒や保護者からの声に誠実に応える

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 確かな学力

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - ・繰り返し指導の徹底
 - ・個に応じた学習指導の徹底
 - ・授業への生徒指導の機能化
- 学習意欲の向上
 - ・学習習慣の確立
 - ・高めあう学習集団づくり
- わかる授業の創造
 - ・指導方法の創意工夫
 - ・指導と評価の一体化

(2) 豊かな心

- 道徳・人権教育の充実
 - ・規範意識の向上
 - ・存在感と自尊感情の高揚
 - ・道徳的実践の推進（あいさつと勤労）
- 生徒指導の充実
 - ・生徒指導体制の確立、教育相談の充実
 - ・保護者及び関係機関との連携
 - ・生徒会活動の充実
- 体験的活動の充実

(3) 健やかな体

- 健康な体づくり
 - ・望ましい食習慣の確立
 - ・体育的活動の工夫
 - ・健康、環境教育の推進
- 教育環境づくり
 - ・清掃活動の推進
 - ・校舎内外の環境整備
- 安心・安全な学校づくり
 - ・防災、安全教育の推進

(4)信頼される学校

- 教師力の向上
 - ・教育の専門家としての確かな力量 ・総合的な人間力
 - ・対応能力向上研修の推進 ・協働態勢づくり
- 学校運営の充実・改善
 - ・子どもと向き合うための時間の確保 ・学校組織力の向上 ・特別支援教育の充実
 - ・いじめの未然防止プログラム等の活用 ・情報モラル教育の推進
- 開かれた学校づくり
 - ・家庭、地域への情報発信と共有化 ・地域の人材活用 ・オープンスクール
 - ・さわやかあいさつ運動の励行 ・保護者参加の情報モラル研修

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) 日々の観察と情報交換

- ① 生徒の言動等の変化
- ② 日記等による情報収集
- ③ 職員間の日常的な情報交換
- ④ 養護教諭・体育担当教諭による身体的観察

(2) 教育相談の充実

- ① 校内での教育相談体制の充実
- ② スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(3) いじめアンケート調査等の実施

- ① 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- ② いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、11月）

(4) 小中の連携

- ① 補導連絡会における情報交換
- ② 小中連絡会における情報の共有化と継続した指導
- ③ 小中一貫教育を通しての一貫した指導体制作り

5 いじめ早期解決に向けた取組

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ対応チーム」を招集し、校長以下、全ての教員が対応を協議する。そして、的確な役割分担により、いじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、正確な事実確認をした上で、的確な役割分担のもと問題解決にあたる。
- ③ いじめられている生徒・いじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考え、場所・

時間等、慎重な配慮を行う。

- ④ いじめている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。人権侵害であるいじめに対して、「いじめは絶対、許されない行為である」という認識を持たせる。
- ⑤ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。
- ⑥ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑦ いじめられた生徒・いじめた生徒ともにスクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、心のケアにあたる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ② いじめられた生徒の保護者へは、その日のうちに家庭訪問等で事実関係を正確に伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ③ いじめた生徒の保護者へも正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ④ 子どもの変容を図るために、どのような些細なことでも相談するよう伝えるとともに、今後の関わり方を一緒に考え、具体的な助言をする。
- ⑤ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。

<構成員>

校長・教頭・生徒指導担当・学年係・養護教諭・スクールカウンセラー

<活動>

①いじめの早期発見に関すること。

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

毎週月曜日に設けている「生活指導委員会」において日常生活の情報共有をはかり、

いじめ事案発生時には緊急開催とする。